＜ゴールデンウィーク期間の児童手当の申請について＞

閉庁日は、児童手当の申請を受け付けていません。

〇申請の締切日

・児童手当は原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、出生日・転出予定日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても出生日・転出予定日の翌日から15日以内であれば申請月分から支給します。

※添付書類の提出は15日目を過ぎても構いませんので、15日以内に申請書を御提出ください。

※15日目が市役所の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日が申請の締切りになります。
申請締切日は、下方のカレンダーを御参照ください。

例）出生日・転出予定日が4月17日（金）～22日（水）の場合
・5月7日（木）までに申請→5月分から支給
・5月8日（金）以降に申請→6月分から支給

やむを得ず申請締切日に間に合わない場合はこども政策課までお問合せください。

令和8年4月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 4/30	2 4/30	3 4/30	4 4/30
5 4/30	6 4/30	7 4/30	8 4/30	9 4/30	10 4/30	11 4/30
12 4/30	13 4/30	14 4/30	15 4/30	16 5/1	17 5/7	18 5/7
19 5/7	20 5/7	21 5/7	22 5/7	23 5/8	24 5/11	25 5/11
26 5/11	27 5/12	28 5/13	29 5/14	30 5/15		

令和8年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※　　の日は閉庁日です。
　枠内の下段の日付が申請締切日です。

〇郵送での提出

・御来庁できない場合は、郵送で御提出ください（申請締切日必着）。
郵送の場合も添付書類は後日で構いません。
・申請書の様式はつくば市のHPからダウンロードできます。
つくば市HPトップページ　→　「児童手当」で検索
　→　「様式ダウンロード集」の欄に様式が掲載されています。

【問合せ先】
〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市役所1階　こども政策課③番窓口
℡ 029-883-1111（内線：1560）